

前田誠節の失脚と妙心寺派の危機

藤田和敏

はじめに

- 1) 前回のまとめ：明治期の早い段階から妙心寺派宗務の中核にいた前田誠節。普通学林教監・興学会会長を兼務し、教育活動の発展に尽した。また、妙心寺派第4議会において承認された北海道布教を推進し教線の拡大に努めた。仏教各宗派の管長・執事を組織した仏教各宗協会においても定期大会議長を務めるなど主導的な役割を果たしており、当該期における臨済宗と妙心寺派を代表する人物であった。
 - ・しかし、前田は物事の進め方が強引であり、宗派内での反発は大きかった。前田を敵視する議員の行動によって第5議会は不成立になった。
- 2) 今回の論点：宗政家の活動と宗派内紛争【吉田1961、脇本1982、羽賀1994、谷川2008、森岡2016】
 - ・真宗大谷派の事例：大谷派では、維新时期における新政府への献金で膨れ上がった債務の処理と、元治元年（1864）の禁門の変による火災で焼失した東本願寺御影堂・阿弥陀堂の再建が大きな課題となった。莫大な資金が必要となり、寺格・堂班の特許による礼金収入と門末への半強制的な募財によって明治27年（1894）に負債が完済、同28年には両堂が再建されるが、門末の疲弊と教学活動の衰退を招いた。
 - ・渥美契縁（かいえん 1840年～1906年）と石川 舜台（しゆんたい 1842年～1931年）：両者ともに大谷派の代表的宗政家であり、主導権争いを繰り広げた。明治20年代には執事であった渥美が宗務の実権を掌握して財政再建に取り組むが、容赦ない収奪と財務の紊乱により門末の信頼を失い、清沢満之らによる寺務革新運動を引き起こした。
 - ・清沢満之（まんし 1863年～1903年）：明治期を代表する哲学者・宗教家。東京帝国大学で哲学を専攻。明治25年に刊行した『宗教哲学骸骨』が翌年のシカゴ万国宗教大会で好評を博した。僧侶としての厳しい修道や寺務改革運動に関わった経験から自己の信仰を獲得し、阿弥陀如来による絶対無限の慈悲を信じて安心を得ることで完全な独立自在の心境を達成するという精神主義運動を展開した。哲学・思想・宗教の三者を統一的に把握して近代的信仰を樹立した清沢は、明治宗教界の冠たる存在として位置づけられている。
 - ・明治29年、清沢は同士ら「白川党」と称する結社を作り、寺務革新を社会に訴える雑誌『教界時言』を発行するとともに、地方で遊説を行って宗派内の改革運動を組織した。清沢らの活動を南条文雄・井上円了・村上专精など大谷派出身の名だたる学者が後援しており、運動の盛り上がり背景に渥美は罷免に追い込まれた。さらに清沢らは事務革新全国同盟会を結成して末寺会議の開設などを寺務所に要求するが、渥美に代わって宗政の主導権を握った石川が老練な手腕を発揮して運動を沈静化させた。
⇒仏教改革運動の旗手である清沢らの運動を守旧派の宗政家が押さえ込むという図式。大谷派の研究で作られたイメージによって仏教近代化を阻害する宗政家の因循さが強調されるとともに、教団から距離を置いた宗教家こそが新仏教の基礎を築いたと論じられてきたのであるが、その見方は本当に妥当か？

1. 宗教法案への対応とタイ（暹羅）国からの仏骨奉迎

- 1) 宗教法案：明治31年（1898）、帝国議会での議論を踏まえて内務省は宗教法制定に向けて動き出した。各宗派は対応を協議し、前田他3名が委員となり宗教法案に対する希望案を内務省に提出することになった（『正』84）。同32年6月に仏教各宗会議が開催され東京での運動を行うことに決した（『正』91）。
 - ・明治32年12月9日に宗教法案が貴族院に提出された（『正』97）。それを受けて同33年2月5～7日に妙心寺龍

泉庵で仏教各宗派会議が開催（『正』99）。昨年会議において決議されていた①「宗派を公法人となす事」、②「新宗教に対し制裁を付する事」の二項目の貫徹が困難になったことが開催の理由。

- ・会議冒頭で、委員である前田が政府との交渉経過の説明を行った。「委員は各宗派の意見を貫徹するに努めしも、その交渉は纏まらず、政府案の俛にて議事日程に上りたり（中略）全々反対運動の方針を採るべきか、また他に適當の手段あるか、これ即ち諸師の決心と意見とを聞かんと欲する所以の概略なり」。5日午後に法案反対が議決されたが、6日から参加した本願寺派委員赤松連城が決議に反対したために前田と押し問答になる。本願寺派は内務省からの牽制を受けて妥協しており、「政府案の小修正通過」を望んでいた。本願寺派委員は退席し、決議書などが可決されて内務省に対しての運動を継続することになった。議場内外の光景は、「龍泉庵には数名の平服巡査入り込み、入れ替り立ち替りその筋へ注進する模様にて、政府の警戒到て嚴重なりし」。
 - ・明治33年2月17日、宗教法案は貴族院において100票対121票で否決された（『正』100）。
- 2) 仏骨奉迎：明治31年（1898）1月、イギリス人ウィリアム・ペップが英領インド北東部の遺跡から蠟石製壺などを発見した。壺の蓋には古代文字の刻文があり、釈迦の遺骨であると判断された（図1）。ペップから仏骨を寄贈されたイギリス国政府は、仏教国であるタイ国へ贈呈した。
 - ・明治33年1月に、タイ国初代公使稲垣満次郎は日本への仏骨分与を外務大臣テーフウォンに願い出ており、テーフウォンは「右聖物は国家より国家に対する贈物にして、特にある宗派に贈る者にこれ無く、実にこれを以て両国親交上一致の紐帯たらん事」を前提に、国王が仏骨譲与を承認したことを稲垣に伝えた。2月に入り、稲垣は各宗派管長宛に書簡を送り、仏骨奉迎の委員派遣を要請した【小室1903・佐野2018】。
 - ・4月18日、仏骨奉迎の方法を検討するために仏教各宗派会議が龍泉庵にて開催された。宗教法案反対運動から離脱した本願寺派からも3名の代表者が出席し、議長には前田が選出された。3日間の会議で、真言宗・臨濟宗・曹洞宗・浄土宗・日蓮宗・本願寺派・大谷派の7宗派から各1名の奉迎使を選出し、互選で1名の正使を置くことなどが決定された（『正』102）。
 - ・6月5日に開かれた各宗派管長会議では仏骨奉迎のための組織として日本大菩提会の設立が提案された。本願寺派が原案に対して強硬に異論を唱えて裁決に反対するが、それ以外の宗派による賛成多数で原案成立し、本願寺派は退席した。決議された「日本大菩提会々則」では、事業目的を仏骨奉安のための覚王殿建設（図2）と、それに伴う教育および慈善事業とすることなどが定められた（『正』103）。

3) 奉迎使は、浄土宗・真言宗・日蓮宗は派遣を辞退し、前田・曹洞宗日置黙仙・本願寺派藤島了隠・大谷派大谷光瑩の4名が選ばれ、大谷が正使となった（写真1）。随行者を含めると一行は総計17名であり、5月23日に神戸港を出発した（『正』103）。6月12日にタイ到着、14日に国王に謁見（写真2）。「日本仏教徒が海外仏教徒を熟知し、一層交際を親密にしたる後は日本仏教の益々、隆盛に赴くことは、朕の最も切望する所なり」。15日には、式場ワットポー寺においてタイ国文部大臣より仏骨が授受される（写真3）。「前田奉迎使は御遺形を納められたる箱を捧持して寺内を出て、第一に大谷正使、第二に前田師は仏骨を捧持したるまま馬車に乗じ」、前田は仏骨を納めた箱を運搬した。19日に帰国の途に就く（『正』105）。- ・7月19日京都到着。「列車七条駅に着するや、百一発の煙火早くもこれを報じ、早天より拝観のため停車場付近に待合せたる数万の拝観者は潮の如く押し寄せたり（中略）御遺形を納めたる唐櫃を、常任委員土屋観山、後藤禅提の二氏にて早き、大谷、前田、日置の三使及び暹羅公使・各宗管長・僧侶・信徒等順次に随行し、（中略）停車場を出で烏丸通を北へ進行して大谷派本願寺に入る、これを合図に大仏の洪鐘を始めとし、京都市内の寺院悉皆梵鐘を撞き鳴らしたれば、段々轟々として獅子の吼ゆるが如し」。東本願寺で法要の後、仏骨は妙法院に仮安置された（『正』105、写真4）。

⇒宗教法案・仏骨奉迎のための各宗派会議で前田は中心的な位置にあった。仏骨奉迎においては正使に次ぐ立場を務め、当該期の仏教界を代表する人物へと上り詰めた。突出する前田に対しての反発は妙心寺

派のみならず仏教界全体へと広がっており、仏骨奉迎に関しては前田を批判する記事が『教学報知』（『中外日報』の前身）上に掲載された（明治33年10月5日付紙面「前田誠節を排斥せよ」）。

2. 第6議会と教学基金

1) 明治33年（1900）12月2日に第6議会が招集された。提出された議案は11本、大きな波瀾もなく7日間の会期を終えた（議事録は『正』114・115）。

・論点になったのは「教学基本財醸集例案」。同第2条「教学基本財の金額は金参拾万円とし、十ヶ年間にこれを醸集し、目的の金額に達する後は、その利子を以て左記各項の費額に充用すべし」、同第3条「教学基本財は左の各項によりこれを醸集す 第一項、本派檀信徒の申込に応じ、祠堂料として法名一霊に付金貳拾銭を添えこれを納めしめ、これに対して本山は永代追善供養を修行す」

⇒檀信徒に法名を与えることで20銭を納入させ、10年間で30万円を集めることが規定された。

・「教学基本財醸集例案」が提案されると、複数の教区取締より「緊急注意書」が提出された。「本案に対し篤に慎重の態度を取り、審議熟議し給わんことを、この段御注意に及び候なり」。教育・布教活動に対する基金の創設には負担を蒙る地方からの反対意見が根強かった。それに対して前田は「先日来本案に就ては再三再四番外より説明したるに、この上解らぬと云えば致方なし、本所は断じて撤回せず」と答えた。

・「教学基本財醸集例案」は審議の結果、醸集金額についての文言を削除して可決された。本所側説明「第二条の金参拾万円云云は必要には相違あるまじけれど、地方においてこの文字を一見して驚き、折角の美事に対し妙な感情を惹起するやも計られず」。

・教務本所歳計総予算は、予算案総額2万4247円60銭のところ、約2%減の2万3874円90銭で可決された。第5議会の不成立により宗派運営の停滞を招いたことから議員たちは協力的であったが、「教学基本財醸集例案」は目標金額が削除され、教務本所の方針が貫徹されたとは言いがたい結果に終わった。

2) 「教学基金募集と布教普及」（『正』119）：「教学基金募集と、布教の普及と密接の関係あるは明瞭にして、募集の結果如何は、一に檀信徒信仰の厚薄にありと云うべく、檀信徒の信仰の如何は、主として布教によりて養成すべきものなれば、この事業の成否は、繋りに布教の如何に存すと云うも不可なかるべし、（中略）本派巡教規則規定の巡化巡教は、実施既に久しと雖も、これらは各寺住職平素の布教、換言すれば花園教会例の実行と相待ちて効果を見るべきものにして、平素布教の素養なき地において、年一回の巡教あるも、その効力の些きは自明の理なり」

⇒教学基金醸集例では、檀信徒からの喜捨によって教学基金を募集することが規定されたのであり、宗派として布教活動を改めて注視する必要が生じた。

・花園教会：明治38年「妙心寺派綱目」（駒澤大学図書館蔵）第28条「管長は別に法則を以て定むる所の花園教会例により、本派寺院をしてその檀信徒を結社せしむ」。寺院住職を教会長とし、檀信徒に布教を行うことを目的とした組織。明治34年12月段階で花園教会設置を地方庁へ出願中の寺院は寺院数3600カ寺に対して288カ寺、認可済みの寺院は92カ寺（『正』139）。布教活動は低調であった。

3) 「教学基金募集と布教普及」：「今や教勢振わず、信仰の減退は、覆うべらざる事実なるが如し、^{しこう}而してその原因は、能・所何れにあるや、僧侶の懈怠によるか、信者の冷淡なるによるかと云うに、両者共に原因たるに相違なしと雖も、その程度は何れが多きやと云わば、予輩は僧侶の懈怠に存すること多きを信ず」

⇒寺院住職の布教者としての資質の低さは覆うべくもなく、教学基金の募集は先が危ぶまれた。

・角張月峰「妙心寺派大勢論」（十一）（『正』147）：「人あるいは云わん、本派一流の宗義は言説の能く及ぶ所にあらず、四句を絶し百非を亡ず、これを筆舌に詮表して万衆に開示するが如きことは為さざるにあらず、能わざるなり」⇒禅の悟りというものを言葉で説明することの困難さ、民衆教化の伝統がない禅宗僧侶の布教の未熟さ。花園教会の組織化が進まない背景。

3. 日本大菩提会の債務と前田誠節の失脚

- 1) 第7議会：明治35年（1902）12月2日開会の予定であったが、議員資格の問題（上納金未納）で紛糾し、議員の懲戒処分と補欠選挙を行った上で再招集されることになった（『正』163）。
- ・再度の議会が明治36年3月26日に開会（議事録は『正』170・171）：2日目午前中に前田が教務本所を代表して施政方針演説。①台湾・北海道における布教活動の強化、②普通学林を私立学校令（明治32年勅令359号）に基づく認可学校に昇格、③議会例の改正、④予算案の8000円増加を打ち出す。
 - ・③に関係する議会の毎年開催や議員を30名から20名に減員する議案が提出された。また、2名の議事を廃止して教務本所の責任者として教務総理を1名置く組織改正案が建議された。いずれも教務本所への権限集中を図るものであり、過去の議会で繰り返されたように前田に対して激しい非難が浴びせられた。「僅かに予算に拘泥して縮小的方針を取るなどは実に奇怪なり、本派において稍もすれば当局者が専横を極め、末派の権利を蹂躪する云々と云うて居ることは我人もそれに聞く所である」。
 - ・6日目になり、教務本所が議会の協賛を得ずに某所から2万円ほどの金を借り入れたことについての事実関係を問いただす質問があり、議事が紛糾する。「教務本所歳計予算」と「賦課金徴収例中改正案」は可決されるが、それ以外の議案は教務本所へ委託して次期議会に提出とされた。
- 2) 前田の失脚：明治36年8月24日、前田は管長に進退伺いを提出する。前田以下教務本所職員は寺班元金で購入した公債証書を不正に流用し、宗派に巨額の損失を与えたのである。流用先は資金難に苦しむ日本大菩提会であった（『正』204）。
- ・明治34年4月18日に日本大菩提会は発足した。会長に妙法院門主村田寂順、副会長に前田が就任した（『正』124・125）。大菩提会は設立当初から寄附が集まらず、資金不足に悩まされていた。大菩提会の理事10名には毎月50円の手当が支払われるようになっており、負債だけが増大した。その後も菩提会の債務は膨らみ続け、明治35年1月段階で7万8000円に達していた。前田に対しての悪評も絶えず、同年夏頃には正式の手続きを経ずに妙心寺の寺班金を使い込んでいるとの疑惑が取り沙汰されるようになった【佐野2018】。
 - ・明治35年1月20日より妙心寺龍泉庵にて大菩提会監会議が行われる。議案は4本が提出され、第1号議案「覚王殿建設に係る土地選定の件」では、「第一条 御遺形奉安地は京都と仮定す」と提案されたが、他に東京と静岡県三方原が候補地に挙がり、議論が紛糾した。（『正』142）。その後、名古屋を奉安地とする案を押す勢力が急速に力を増し、京都案を推す前田は孤立した（『正』154）。
 - ・明治35年10月12日に仏骨は名古屋へ奉遷することに決した。同年12月に行われた各宗派管長会議で妙心寺派を代表して出席した前田は、議長となって会則を改正し、みづからが副会長に就任した。前田を中心とする大菩提会は債務の処理について名古屋側と交渉するが、名古屋側に約13万6000円の負債を負担させることができなかった。それが、前田による寺班元金流用へと繋がったのである【佐野2018】。
- 3) 明治37年9月5日、教務本所は前田を刑事告発する（『正』205）。10月5日より妙心寺派臨時議会議が開かれ、明治37年度教務本所予算削減など議決された。歳出は1万0725円、教育費は5000円となった（「議事録は『正』207～211」）。「明治三十六年度教務本所歳計決算報告」（『正』216）では、歳出3万2770円54銭、教育費は1万5789円71銭1厘であり、約3分の1の予算規模となった。
- ・明治38年5月22日より第8議会が開催された（議事録は『正』215・216）。「妙心寺派綱目」改正など19本の議案が提出された。予算は歳入・歳出総額ともに2万7208円93銭5厘。「妙心寺派綱目」は大幅に改正・削除され、それに伴って24の法則が改正・廃止となった。
 - ・法則改正の要点：①「教務本所例」において、「第五条 教務本所に執事長一名、執事三名、部員若干名を置く 第一項 執事長は教務事所一切の事務を総理す」とあり、教務本所責任体制の一元化が達成された。②「教務本所職員選挙例」において、教務本所職員は1回目の選挙で各教区から選ばれた候補者の中から、2回目の選挙で選出することになった。「教務本所例」で執事長は教務本所職員から管長が特選する

ことになっており、当局者が人事を壟断することを未然に防ぐ規程となった。③「参事会例」において、常置員会を廃止し参事会を設置した。教務本所の議会説明（『正』216）「同会権限の主要部分は第十二条の歳計決算の検査であります」、参事会の権限明確化、④「賦課金徴集例」において、公債利子7000円分を賦課金として増徴した。（『正』220、賦課金自体は明治27年度決算から存在している（『正』63））。

・妙心寺は、公債証書返還請求の訴訟を京都地方裁判所に起こすが却下される。明治38年8月1日に妙心寺は京都銀行・四十九銀行と和解した。妙心寺は回収不能となっている大菩提会への債権3万2000円と引き換えに、寺班元金で購入した公債証書（額面10万7千円）のすべての権利を喪失した（『正』217～219）。

・12月5日、前田は公私文書偽装などの罪で重禁錮1年6ヵ月、監視6ヵ月に処された（『正』222）。

⇒妙心寺派は、事件の経緯が世間に流布したことによる社会的制裁、寺班元金の消失という大打撃を蒙った。しかし前田の失脚は、彼の独裁的な宗派運営を可能にした綱目の不備を短期間で再検討し、大幅な綱目・法則改正を行う機会になったのであり、結果的に宗派自治の強化につながったといえる。

4) その後の妙心寺派：第10議会（明治41年2月20日～29日、議事録は『正』249～251）：花園学林（明治36年に普通学林より改称（『正』184））を花園学院と改称し、正科を中等部、実習科を高等部と改めることを申請し、文部省から次のように認可されたことが報告。①高等部は専門学校令に基づき設置する、②中等部卒業者は府県立中学校卒業者と同等の学力を認める、③花園学院全体は徴兵令第11・21条に基づいて徴兵猶予をされる。また、妙心寺派教学財団設置建議案が提出され、開山国師550年遠忌の記念事業として可決された。民法に基づく財団法人となり、5月13日付で内務大臣から認可、26日に登記。「臨済宗妙心寺派教学財団寄附行為」第5条「本財団は前条の資産及不動産並に有志者よりの寄附金に依り基金五拾万円以上（不動産は金額に換算す）に達せんことを期す」（『正』275）。

・第11議会（明治43年12月5日～15日）：花園学院高等部を臨済宗大学と改称することを議決（『正』282）。明治44年10月5日発布「私立臨済宗大学学則」では本科・選科の二科とし、修学年限は4年。「私立花園学院学則」では修業年限5年（『正』291）とされた。

おわりに

1) 宗政家・仏教教団についての評価：仏教教団において教育布教制度が拡充され、宗門学校が整備されたことは、清沢満之らのような宗教家の存立にとって大きな意味があったはずであり、その動きを支えた仏教教団運営に対しての従来の近代仏教研究における低い評価は改めなければならない。

・清沢らの運動を押さえ込んだ石川舜台については、明治初期において学校の開設や海外開教など大谷派の近代化事業を推進した宗政家としての事跡が紹介されている【多屋1961】。石川と前田の活動は重なる部分が多い。仏教の近代化に役割を果たした宗政家たちの動きを精査する必要がある。

2) 前田の活動を制約した議員たちによる動きの背景には、地方における末寺の財政難や教化活動の停滞という問題があった。「不立文字、教化別伝」という禅そのものの特質もあり、檀信徒の信仰も含めた教団近代化へは、乗り越えなければならない壁が厚かったといえる。

【参考文献】小室重弘『釈尊御遺形伝来史』（岡部豊吉、1903年）／多屋頼俊「石川舜台と東本願寺」（法蔵館編集部編『講座近代仏教』Ⅱ、法蔵館、1961年）／吉田久一『清沢満之』（吉川弘文館、1961年）／脇本平也『評伝清沢満之』（法蔵館、1982年）／谷川穰「北垣府政期の東本願寺一本山・政府要人・三井銀行の関係を中心に」（丸山宏・伊従勉・高木博志編『近代京都研究』思文閣出版、2008年）／森岡清美『真宗大谷派の革新運動—白川党・井上豊忠のライフヒストリー—』（吉川弘文館、2016年）／佐野方郁「明治期の仏骨奉迎・奉安事業と覚王山日蓮寺の創建—各宗派機関誌と地方・宗教新聞の分析を中心に—」（『日本語・日本文化』45、2018年）



刻文の邦訳は「薄伽梵仏陀の遺骨を蔵する此聖龕は、釈迦族、即大聖（名声高き人）の兄弟姉妹、その兒子、妻室等の所有に属す。」

図1 壺と刻文のスケッチ
刻文の邦訳は「薄伽梵仏陀の遺骨を蔵する此聖龕は、釈迦族、即大聖（名声高き人）の兄弟姉妹、その兒子、妻室等の所有に属す。」



写真1 奉迎使一行
(左から前田誠節、稲垣満次郎、大谷光演、日置黙仙、藤島了穩)



写真2 タイ国王チュラーロンコーン



写真3 ワットポー寺

出典

図1・2、写真1～3 = 小室重弘編『釋尊御遺形伝来史』（細川芳之助、1903年）

写真4 = 気賀秋畝『仏骨奉迎暹羅土産』（仏骨奉迎写真発行所、1901年）



写真4 妙法院に向かう奉迎の群集が五条大橋を渡る

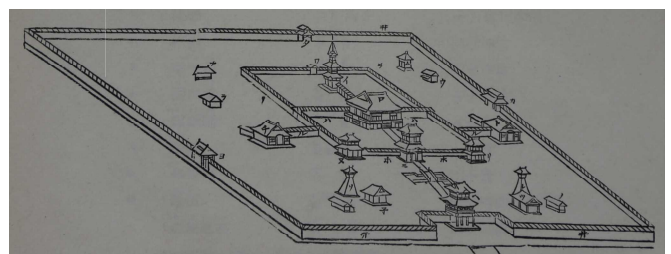


図2 覚王殿設計図面
建築坪数約5800坪、敷地10万坪以上にして、経費は1000万円が予定されていた。